

V 支援事業等

(1) 水田活用の直接支払交付金

- 米政策改革の定着に向け、食料自給率・自給力の向上に資する麦、大豆、飼料用米等の戦略作物の本作化とともに、産地交付金により、地域の特色ある魅力的な産品による産地の創造を支援します。また、高収益作物の導入・定着を促進するため、水田農業高収益化推進助成により支援します。

水田活用の直接支払交付金(1)

【令和3年度予算概算要求額3,050億円】

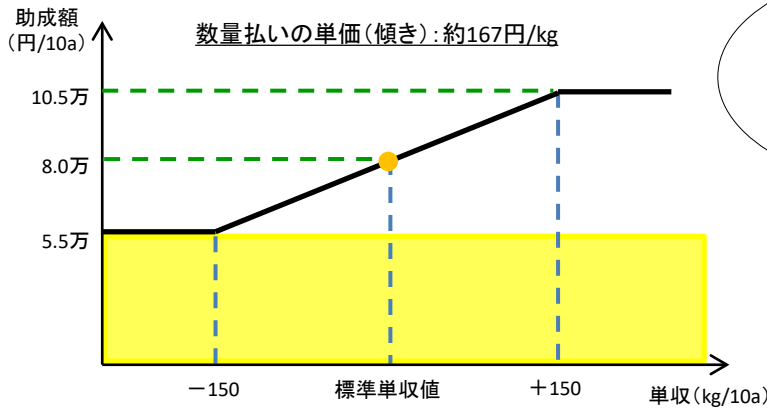
支援内容

① 戦略作物助成※1

対象作物	交付単価
麦、大豆、飼料作物※2	35,000円/10a
WCS用稲	80,000円/10a
加工用米	20,000円/10a
飼料用米、米粉用米	収量に応じ、 55,000円～105,000円/10a

※1 基幹作のみ対象 ※2 飼料用とうもろこしを含む

<飼料用米、米粉用米の収量と交付単価の関係(イメージ)>



- 数量払いによる助成については、農産物検査機関による数量確認を受けていることを条件とします。
- 標準単収値の各地域への適用に当たっては、地域農業再生協議会が当該地域に応じて定めている単収(地域の合理的な単収)を適用します。なお、地域の合理的な単収は当年産の作柄(作柄表示地帯別)に応じて調整します。

<標準単収値の作柄調整の考え方>

$$\text{標準単収値} = \frac{\text{地域の合理的な単収} \times \text{当年産のふり目1.70mm以上の10アール当たり収量}}{\text{ふり目1.70mm以上の10アール当たり平均収量}}$$

(小数点以下切り上げ)

注：水田活用の直接支払交付金については、交付対象水田における対象作物の作付が対象です。

水田活用の直接支払交付金(2)

② 産地交付金

基本的運用

- 地域で作成する「水田フル活用ビジョン」に基づき、二毛作や耕畜連携を含め、産地づくりに向けた取組を支援します。
- 国から配分する資金枠の範囲内で、都道府県や地域農業再生協議会が助成内容（交付対象作物・取組・単価等）を設定できます（一定割合以上は都道府県段階で助成内容を決定）。
- また、「転換作物拡大計画」に基づき、以下を年度当初に配分します。

① 転換作物拡大加算(15,000円/10a)

地域農業再生協議会ごとにみて、主食用米が減少し、転換作物の面積が前年度より拡大した場合に、その面積に応じて配分。

② 高収益作物等拡大加算(30,000円/10a)

地域農業再生協議会ごとにみて、主食用米が減少し、高収益作物等※の面積が前年度より拡大した場合に、その面積に応じて配分。

※ 高収益作物等：高収益作物（園芸作物等）、新市場開拓用米、加工用米、飼料用とうもろこし

- さらに、当年産の以下の取組に応じて追加配分します。

取組内容	配分単価
飼料用米、米粉用米の複数年契約 ※ 3年以上の契約	12,000円/10a
そば、なたねの作付け ※ 基幹作のみ	20,000円/10a
新市場開拓用米の作付け ※ 基幹作のみ	20,000円/10a

基本的運用

- 助成内容は以下のルールに即して設定します。

- ① 地域における水田農業経営の課題に対応し、収益力向上に資する取組に対する助成とすること
- ② 経営所得安定対策等における趣旨を損なうような助成としないこと（例：品位の低いもののみへの加算）
- ③ 主食用米、備蓄米、不作付地への助成は行わないこと
- ④ 地方農政局長等が特に必要と認めた場合を除き、所得増加に直接寄与しない作物（景観形成作物等）への助成は行わないこと 等

水田活用の直接支払交付金(3)

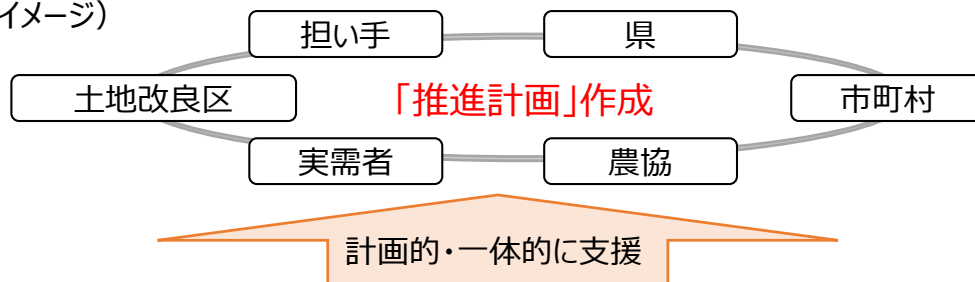
③ 水田農業高収益化推進助成

基本的運用

- 都道府県が策定した「水田農業高収益化推進計画」に基づき、国のみならず地方公共団体等の関係部局が連携し、基盤整備、栽培技術や機械・施設の導入、販路確保等の取組と併せて、水田での高収益作物への転換等を計画的かつ一体的に推進します。
- 「推進計画」に位置付けられた産地における以下の取組を支援します。
 - ① 高収益作物定着促進支援(20,000円/10a×5年間)
高収益作物※1の新たな導入面積に応じて支援。(②とセット)
 - ② 高収益作物畑地化支援(105,000円/10a)
高収益作物による畑地化の取組を支援※2。
 - ③ 子実用とうもろこし支援(10,000円/10a)
子実用とうもろこしの作付面積に応じて支援。

※1 高収益作物:園芸作物等 ※2 その他の転作作物に係る畑地化も同様の単価で支援

(支援イメージ)



水田農業高収益化推進プロジェクトチーム(国)

生産基盤の整備

技術、機械・施設等の導入



高収益作物への転換

- ① 新たな導入面積に応じて支援
- ② 畑地化の取組を支援

水田農業高収益化推進計画

- 「水田農業高収益化推進計画」は、水田地域で高収益作物の導入・定着等を図るため、以下の内容を盛り込み、都道府県が策定するものです。

○都道府県・産地段階の推進体制・役割

○都道府県・産地ごとの推進品目の導入目標や目標達成に向けた取組

- ・栽培技術の習得や農地の条件整備に向けた取組
- ・活用予定の国の支援策や実施地区
- ・基盤整備事業等を活用している場合は、当該事業の「事業計画」とのリンク等

詳しくは、こちら

https://www.maff.go.jp/j/seisaku_tokatu/suiden_kosyueki.html

水田活用の直接支払交付金の支払面積等

- 支払対象者数は31万8千件で、平成30年度の支払実績と比べて約2万9千件減少。
- 支払面積は、戦略作物（基幹作）全体では41万7千haと、平成30年度と比べて1万3千ha減少。

(1) 水田活用の直接支払交付金の支払対象者数

	支払対象者数 (件)			
	個人	法人	集落営農	
令和元年度	318,329	300,962	12,423	4,944
平成30年度	346,933	329,920	11,876	5,137
対前年度比較	▲28,604	▲28,958	547	▲193

(2) 水田活用の直接支払交付金における戦略作物の支払面積 基幹作物

(単位:ha)

	麦	大豆	飼料作物	新規需要米	WCS用稲	米粉用米	飼料用米	加工用米	合計	(参考)		
										そば	なたね	新市場 開拓用米
令和元年度	97,211	85,173	71,916	119,583	42,083	5,280	72,220	43,462	417,346	27,217	866	4,111
平成30年度	96,491	86,664	72,195	126,465	42,071	5,243	79,151	48,370	430,184	26,414	781	3,491
対前年度比較	720	▲1,490	▲279	▲6,881	12	37	▲6,930	▲4,907	▲12,837	803	86	620

- 米粉用米及び飼料用米の数量払い分の対象面積、数量、平均単収については、
(ア) 米粉用米では、5千3百ha（前年度並）、2万8千トン（前年度並）、530kg/10a
(イ) 飼料用米では、7万ha（7千ha減）、38万トン（3万7千トン減）、539kg/10a

(3) 米粉用米、飼料用米(数量払い分)の支払面積、支払数量、平均単収

(単位:ha、トン、kg/10a)

	米粉用米			飼料用米		
	面積	数量	単収	面積	数量	単収
令和元年度	5,259	27,896	530	70,475	380,027	539
平成30年度	5,234	27,540	526	77,512	417,037	538
対前年度比較	25	357	4	▲7,037	▲37,011	1

注) 面積は、数量払いで交付した面積であるため、前記戦略作物の支払面積と異なっている。
数量は、農産物検査機関による数量確認を受けた数量、単収は上記「数量」/「面積」により算出。
数量払いの実績には、農産物検査を受けていない取組及び飼料用米を生もみで出荷又は利用する取組の面積及び数量は含まない。

(2) 畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）

- 諸外国との生産条件の格差により不利がある国産農産物（麦、大豆等）について、引き続き生産コストと販売額の差に相当する額を直接交付。

畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）

【令和3年度予算概算要求額：1,986(2,163)億円(所要額)】

(1) 支援内容（数量払）（注：令和2～4年産の交付単価）

① 麦類

品質区分 (等級/ランク)	1等				2等			
	A	B	C	D	A	B	C	D
小麦 (パン・中華麺用品種:60kg当たり)	8,810円	8,310円	8,160円	8,100円	7,650円	7,150円	7,000円	6,940円
小麦 (上記品種以外:60kg当たり)	6,510円	6,010円	5,860円	5,800円	5,350円	4,850円	4,700円	4,640円
二条大麦 (50kg当たり)	6,840円	6,420円	6,300円	6,250円	5,980円	5,560円	5,430円	5,380円
六条大麦 (50kg当たり)	5,970円	5,550円	5,420円	5,370円	4,940円	4,520円	4,400円	4,350円
はだか麦 (60kg当たり)	9,980円	9,480円	9,330円	9,240円	8,410円	7,910円	7,760円	7,680円

等級：被害粒の割合や粒揃いの違いで区分。A～Dランク：たんぱく質の含有率等の違いで区分

② 大豆

品質区分(等級)	1等	2等	3等
普通大豆(60kg当たり)	10,830円	10,140円	9,460円
特定加工用大豆(60kg当たり)	8,780円		

等級：被害粒の割合や粒揃いの違いで区分

特定加工用：豆腐・油揚げ、しょうゆ、きなこ等製品の段階において、大豆の原形をとどめない用途に使用する大豆

③ そば

品質区分(等級)	1等	2等
45kg当たり	13,800円	11,690円

等級：容積重の違いや被害粒の割合で区分

④ なたね

品質区分(品種)	キザキノナタネ きらきら銀河 キラリボシ ナナシキブ	その他の 品種
60kg当たり	8,020円	7,280円

⑤ てん菜

品質区分(糖度)	← (+0.1度)	16.6度	→ (▲0.1度)
1t当たり	+62円	6,840円	▲62円

糖度：てん菜の重量に対するしょ糖の含有量

⑥ でん粉原料用ばれいしょ

品質区分 (でん粉含有率)	← (+0.1%)	19.7%	→ (▲0.1%)
1t当たり	+64円	13,560円	▲64円

でん粉含有率：ばれいしょの重量に対するでん粉の含有量

(2) 支援内容（面積払（営農継続支払））

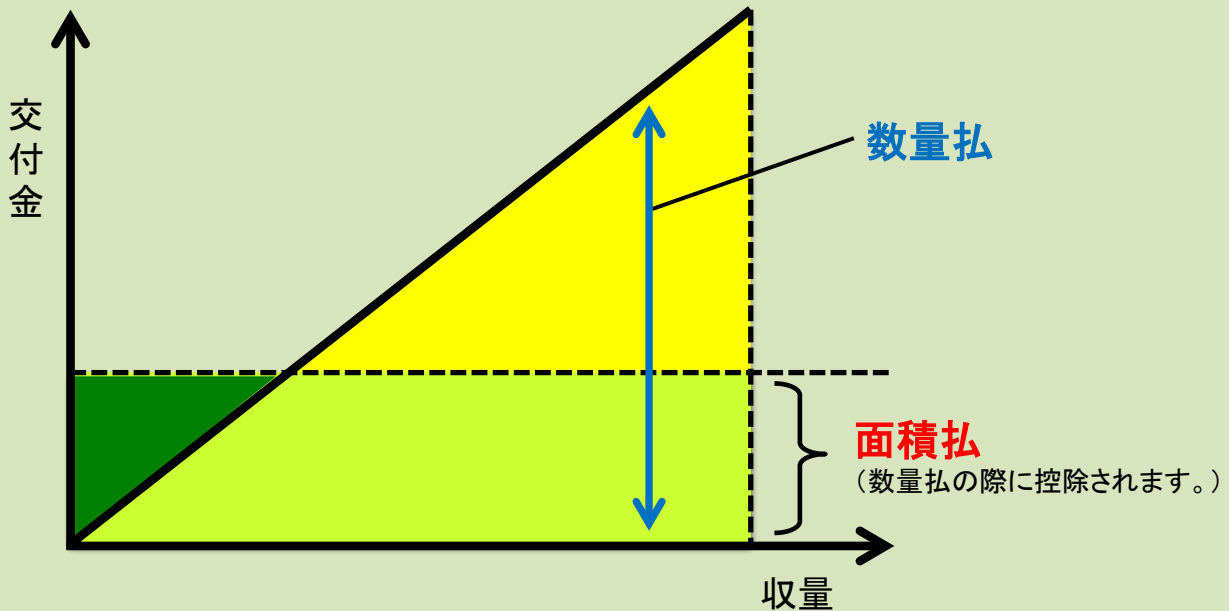
① 交付対象面積

当年産の作付面積に応じて交付

② 交付単価

10a当たり2万円
※「そば」は、10a当たり1万3千円

③ 数量払と面積払の関係



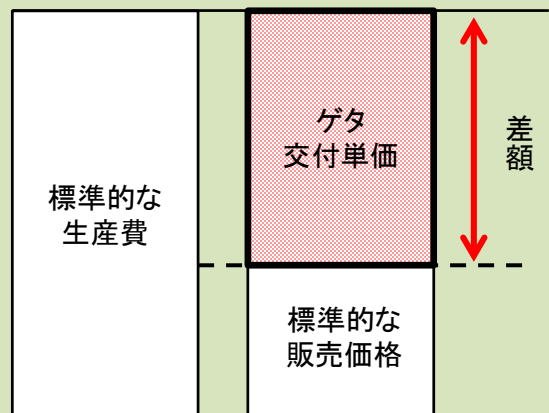
交付対象者

**認定農業者、集落営農、
認定新規就農者**
(いずれも規模要件は課しません。)

対象作物

麦、大豆、そば、なたね
※ビール用麦、黒大豆、種子用として
生産されるものなどは対象外
てん菜、でん粉原料用ばれいしょ
※北海道産のみ

交付単価のイメージ



※ 交付単価は、消費税率の改定(8%→10%)に伴い、免税事業者等において生じる生産コストの増加分を加算した額を全ての交付対象者に適用しているもので、消費税の課税事業者に対する交付金交付のあり方については検討していきます。

(3) 米・畑作物の収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）

【令和3年度予算概算要求額：714(645)億円(所要額)】

- 米・畑作物の収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）は、農家抛出を伴う経営に着目したセーフティネットであり、米及び畑作物の農業収入全体の減少による影響を緩和するための保険的制度です。

(1) 交付対象者

支援の対象となる農業者は、認定農業者、集落営農、認定新規就農者です（いずれも規模要件はありません。）。

- ※ 集落営農の要件は、2要件（組織の規約の作成、対象作物の共同販売経理の実施）に緩和し、「農業経営の法人化」及び「地域における農地利用の集積」については、市町村が確実に行われると判断するものとします。

(2) 対象農産物

米、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょです。

- ※1 ビール麦、黒大豆、種子用として生産されるものなどは対象となりません。
- ※2 てん菜、でん粉原料用ばれいしょは、北海道で生産されるものが対象です。

【10a当たり標準的収入額とは】
通常年に想定される収入額として、前年産以前5か年の収入額のうち、最高年と最低年を除いた3か年の平均収入額で、品目ごと、地域ごとに計算しています。各年産の収入額は、米であれば、地域の産地品種銘柄のうち、数量の多い上位3銘柄平均販売価格に、地域の実単収を乗じて算出します。

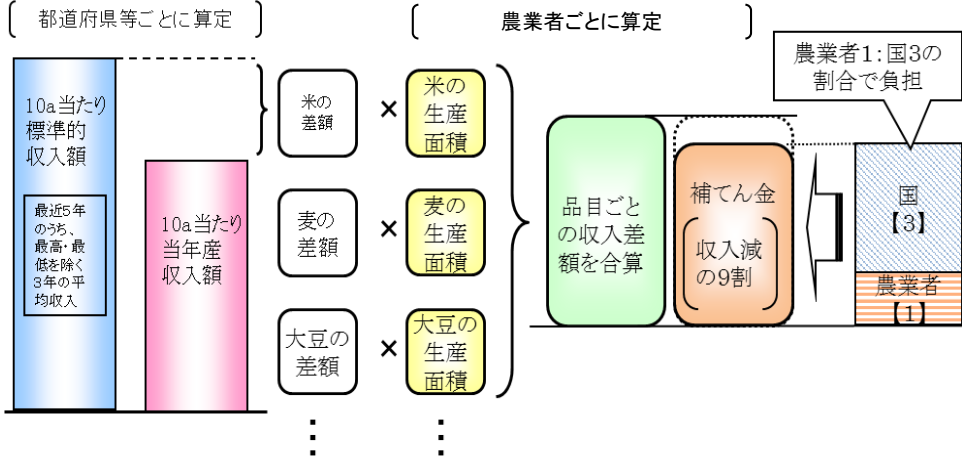
【10a当たり当年産収入額とは】
当年産の収入額として、品目ごと、地域ごとに計算しています。当年産の収入額は、米であれば、当年産の地域の産地品種銘柄のうち、数量の多い上位3銘柄平均販売価格に、当年産の地域の実単収を乗じて算出します。

(3) ナラシ対策の仕組み

- 農業者の米、麦、大豆等の当年産の販売収入の合計（当年産収入額）が、標準的収入額を下回った場合に、その差額の9割を補てんします。

$$\text{補てん額} = (\text{標準的収入額} - \text{当年産収入額}) \times 0.9$$

- 補てんの財源は、農業者と国が1対3の割合で負担します。
- このため、補てんを受けるには、農業者からの積立金の抛出が必要となります。
- 補てん後の積立金の残額は、翌年産へ繰り越されるため、掛け捨てとはなりません。



(4) 収入保険との関係

- 農業者は、収入保険かナラシ対策のどちらかを選択して加入することができます。

(参考) 令和元年産ナラシ対策の支払実績 (令和2年7月31日現在)

全 国				加入件数 (件)	支払件数 (件)	補てん総額
都 道 府 県				(件)	(件)	(億円)
全 国				86,032	4,829	3.61
北 海 道				17,150	291	0.29
東	青 森 県			3,387	-	-
	岩 手 県			2,490	-	-
	宮 城 県			3,489	137	0.24
北	秋 田 県			7,087	-	-
	山 形 県			6,454	-	-
	福 島 県			3,984	15	0.03
関	茨 城 県			2,368	34	0.06
	栃 木 県			4,342	11	0.01
	群 馬 県			836	62	0.01
	埼 玉 県			986	4	0.00
	千 葉 県			795	-	-
	東 京 都			1	-	-
	神 奈 川 県			95	-	-
東	山 梨 県			97	2	0.00
	長 野 県			1,167	-	-
	静 岡 県			254	-	-
北	新 潟 県			10,818	-	-
	富 山 県			1,353	29	0.01
	石 川 県			1,485	15	0.02
	福 井 県			807	22	0.05
東	岐 阜 県			504	-	-
	愛 知 県			498	-	-
	三 重 県			672	6	0.01
近	滋 賀 県			1,765	10	0.00
	京 都 府			201	1	0.00
	大 阪 府			30	-	-
	兵 庫 県			846	69	0.02
	畿 奈 良 県			74	1	0.00
中	和 歌 山 県			42	-	-
	鳥 取 県			227	13	0.00
	島 根 県			391	-	-
	岡 山 県			568	1	0.00
	国 広 島 県			329	1	0.00
	山 口 県			528	-	-
	四 徳 島 県			110	1	0.00
	香 川 県			324	-	-
	国 愛 媛 県			391	-	-
	高 知 県			130	14	0.01
九	福 岡 県			1,740	560	0.49
	佐 賀 県			1,408	746	1.79
	長 崎 県			465	313	0.13
	熊 本 県			2,611	1,739	0.45
	大 分 県			849	488	0.01
	州 宮 崎 県			1,188	243	0.01
沖	鹿 児 島 県			637	1	0.00
	縄 島 県			59	-	-

(注1) 加入件数は、令和元年7月31日時点の積立金納付者の件数である。

(注2) 支払件数及び補てん総額は、令和2年7月31日時点の数値である。

(注3) ラウンドの関係で合計数値は一致しない場合がある。

(4) 収入保険

**収入保険は、自然災害や価格低下だけでなく
農業者の経営努力では避けられない収入減少が
補償の対象です！**



加入できる方

青色申告を行っている農業者(個人・法人)です。

- ※ 保険期間開始前に加入申請を行います。
- ※ 加入申請時に、青色申告実績(簡易な方式を含む)が1年分あれば加入できます。
- ※ 収入保険と、農業共済、ナラシ対策などの類似制度は、どちらかを選択して加入します。
- ◎ **令和3年1月からは、当分の間の特例として、野菜価格安定制度の利用者が初めて収入保険に加入する場合、収入保険と野菜価格安定制度を同時利用(1年間)することができます。**

収入保険に加入している農業者は、令和2年7月末で、35,413経営体です。そのうち米を生産している者は、22,514経営体です。



保険期間

税の収入算定期間と同じです。

個人：1月～12月 法人：事業年度の1年間

補償内容

保険期間の収入(農産物の販売収入)が、基準収入の9割を下回ったときに、下回った額の9割を上限に補てんします。

- ※ 基準収入は、過去5年間の平均収入(5中5)を基本に、保険期間の営農計画も考慮して設定(規模拡大など上方修正)
- ※ 毎年の農産物(自ら生産したもの)の販売収入は、青色申告決算書等を用いて整理します。
- ※ 農産物の販売収入には、精米、仕上茶などの簡易な加工品の販売収入も含まれます。
- ※ 肉用牛、肉用子牛、肉豚、鶏卵は対象外です。

収入保険 加入者の声

千葉県神崎町 飯田 稔さん

収入保険は、個人の実績や経営内容に応じて基準収入が設定され、9割まで補償される点が加入の決め手となりました。

昨年は、9月の台風15号被害とそれに伴う停電が長引き、収穫が遅れてしまいました。加えてカメムシの影響により等級が下がり収入減となりましたが、補てん金を受け取り、加入して良かったと実感しました。

今までは保管中の作物も心配でしたが、補償の対象になるので安心感があります。収入保険は、これからの農業経営には必要な保険だと思います。

(NOSAI全国連ホームページより)



収入保険の補てん方式

保険方式（掛捨て）と積立方式（掛捨てではない）の組み合わせができます。

基本のタイプでは、

例えば、**基準収入1,000万円**の場合、

保険方式の**保険料7.8万円**、

積立方式の**積立金22.5万円**、

付加保険料**2.2万円**で、

最大810万円の補てんが受けられます。

保険期間の**収入がゼロ**になったときは、

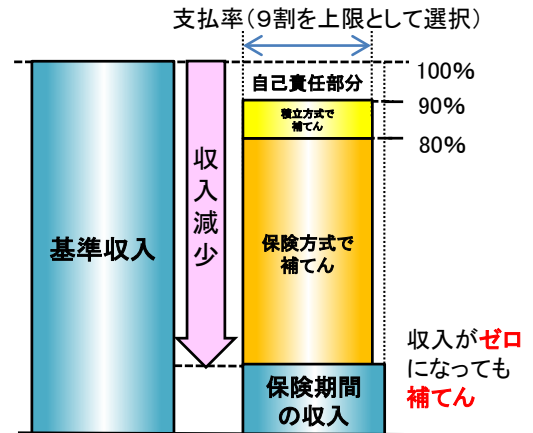
810万円（積立金90万円、保険金720万円）の補

てんが受けられます。

※ 保険料には50%、積立金には75%、
付加保険料には50%の国庫補助があります。
積立金は補てんに使われなければ、翌年に
持ち越します。

※ 保険料、積立金は分割払ができます。（最大9回）

基本のタイプ



(注) 5年以上の青色申告実績がある方の場合

保険料の安いタイプもあります！

保険方式の補償の下限を選択することで、保険料を安くすることができます。

※ **補償の下限は、基準収入の70%、60%、50%から選択**できます。

基準収入の70%を補償の下限とすると、

例えば、**基準収入が1,000万円**の場合、

保険料4.4万円（基本のタイプより約4割安い）、

積立金22.5万円、

付加保険料**1.9万円**で、

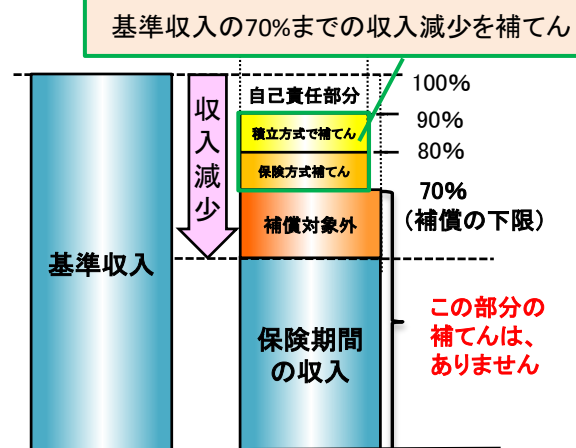
保険期間の**収入が700万円**になったときは、**180万円**

（積立金90万円、保険金90万円）の補てんが受けられ

ます。

ただし、**700万円を下回った分の補てんはありません**。

基準収入の70%を補償の下限とした場合の補てん方式



(注) 5年以上の青色申告実績がある方の場合

収入保険に関心のある方は、

全国農業共済組合連合会又は、**相談窓口（農業共済組合）**までお問い合わせください。

【収入保険に関する地域の相談窓口一覧】

<http://nosai-zenkokuren.or.jp/consultation.html>（全国農業共済組合連合会ホームページ）

※ 収入保険に関する詳しい情報は、全国農業共済組合連合会（NOSAI 全国連）のホームページでご覧になれます。

収入保険 NOSAI

検索